

別紙①

「介護予防・日常生活支援総合事業：第1号訪問介護事業
訪問型サービスA事業（基準緩和型）」金額表

※自己負担分は1割となっていますが2割負担又は3割負担に該当される方については、自己負担分が2倍又は3倍になります。

基準緩和型 1回あたり

サービス内容	基本利用料 (10割)	保険分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,200円	1,080円	120円
30分未満 (同一建物利用者)	1,080円	972円	108円
30分～1時間程度	1,700円	1,530円	170円
30分～1時間程度 (同一建物利用者)	1,530円	1,377円	153円

加算減算

加算・減算内容	基本利用料 (10割)	保険分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
初回加算 (新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合。)	2,000円	1,800円	200円
有資格者対応加算 (介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者のいずれかの資格を有する介護職員が訪問し、サービスを提供した場合。)	500円	450円	50円

利用回数

対象者	利用回数
要支援1・2、事業対象者	5回／月（週1回程度）
	10回／月（週2回程度）
要支援2	13回／月（週3回程度）

※30分未満の場合は、2回を1回分として回数をカウントするため、30分未満ばかりの利用の際は、上記の表記の2倍の利用回数が利用できます。

※原則は上記の利用回数ですが、適切なマネジメントに基づいて利用回数を超えることは可能です。

<その他留意事項>

- (1) 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- (2) 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護ケアマネジメントに基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護予防・日常生活支援総合事業費体系により計算されます。
- (3) ご契約者がまだ要支援又は事業対象者認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は事業対象の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険又は、介護給付から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画または介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 要支援1・2又は事業対象者からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。